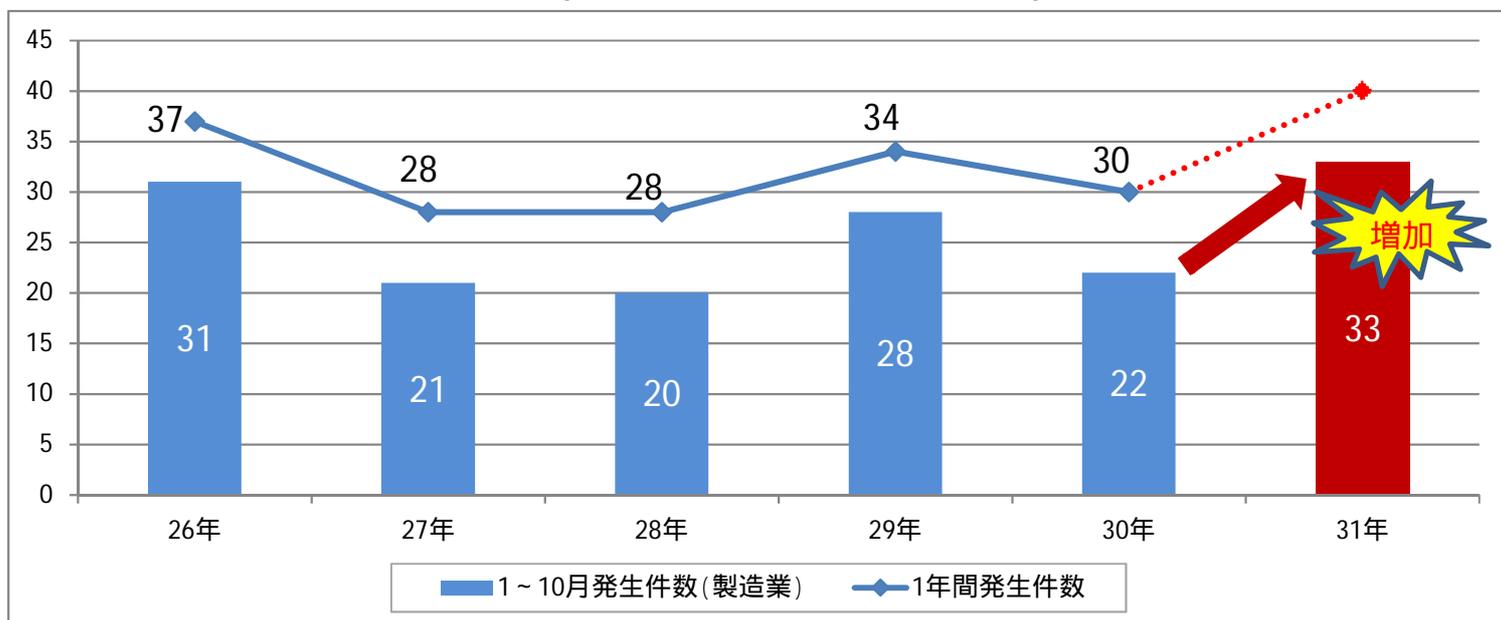


製造業・建設業において労働災害が増加中

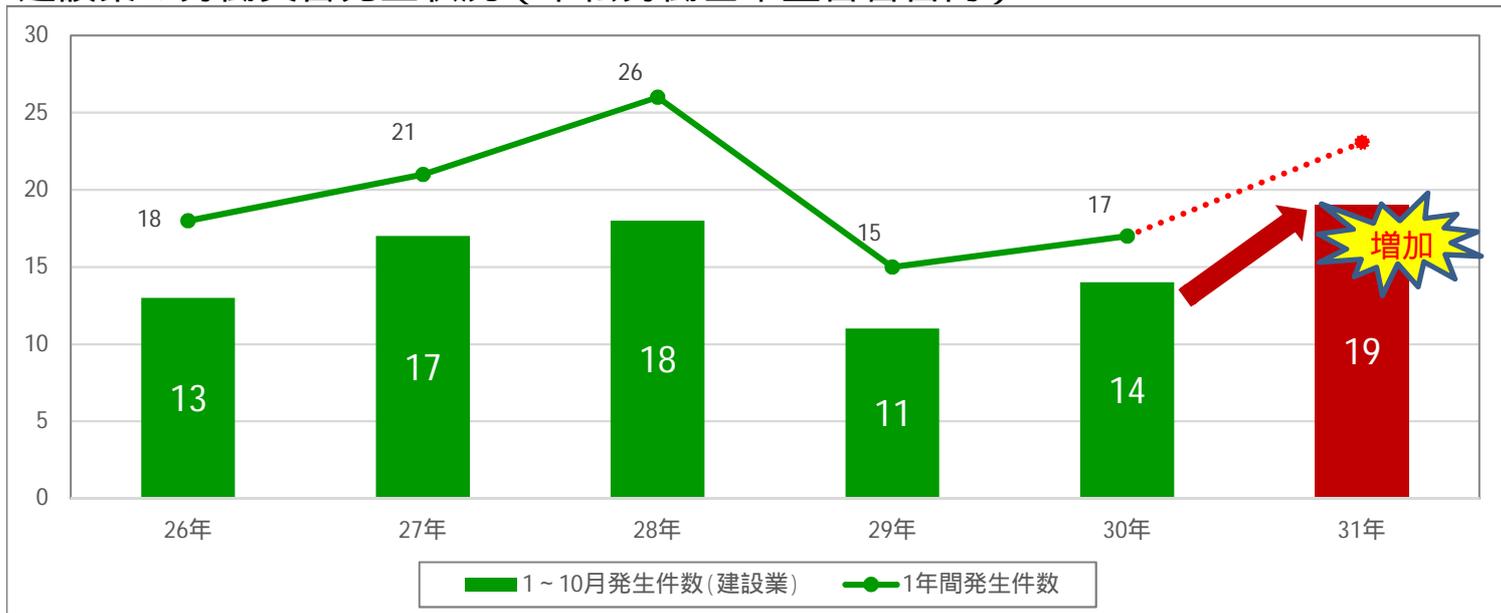
ストップ 労働災害!

「墜落・転落」及び「はさまれ・巻き込まれ」による労働災害防止のため、点検・対策の徹底・安全衛生教育に取り組んでください。特に、職長や作業者への安全教育を！

製造業の労働災害の発生状況（下松労働基準監督署管内）

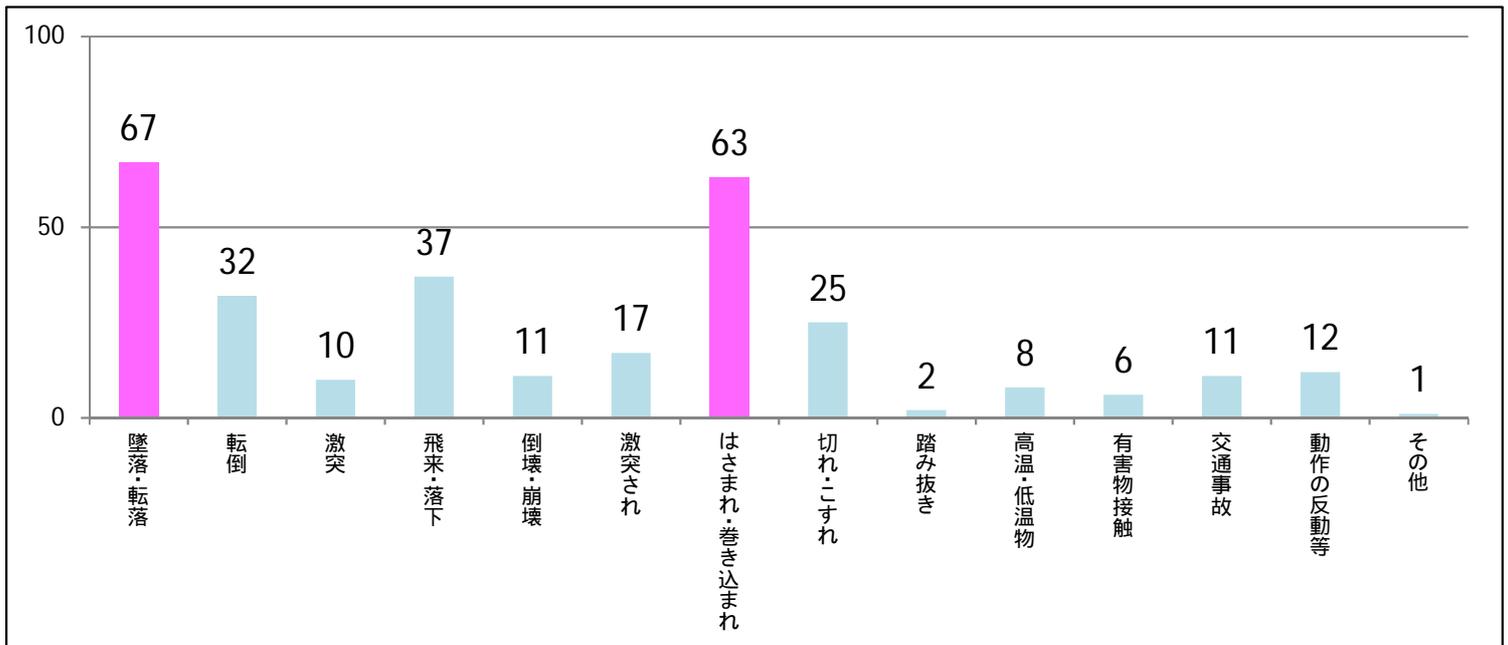


建設業の労働災害発生状況（下松労働基準監督署管内）



製造業及び建設業の「事故の型別」労働災害発生状況

(下松署管内のH26.1～R1.10末までの死傷病報告による)



労働災害の防止対策を進めましょう

1. 「墜落・転落」災害の防止

作業床を設けていますか。	足場、高所作業車
作業床には手すりが付いていますか。	85cm以上の手すり
”下さん”又は”中さん”はついていますか。	15～40cmの下さん又は35～50cmの中さん
工具や部材が落下しないようにしていますか。	10cm以上の幅木
作業床の設置が困難な場合は、要求性能墜落制止用器具（安全带）を使用していますか。	親綱、安全ブロック
開口部等には囲い等を設けていますか。	囲い、手すり
囲い等が困難な場合は、防網等を張っていますか。	墜落防止用防網

2. 「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止

作業者が接触する可能性のある危険な箇所にカバーや覆い等を設けていますか。	危険箇所に接触できない措置の徹底
掃除、給油、検査、修理、調整の作業を行う場合に、確実に機械を停止させていますか。	運転停止が原則
により機械を停止させた時には、起動装置に掃除中等の表示板を取り付けていますか。	他者による運転の防止
機械を運転させながらでないと掃除等の作業ができない場合には、十分な長さの用具等を使用させていますか。	危険箇所から遠ざける措置

3. 安全衛生教育の徹底

雇い入れ時・配置転換時の安全衛生教育を実施していますか。	教育の実施
職長教育を実施していますか。	教育の実施
作業標準（作業手順）を作成していますか。	教育の実施
パトロール等により、現場で作業標準（作業手順）通りに作業しているか確認していますか。	パトロールの実施